ちょっと気になる法律コラム

～緊急事態宣言とまん延防止等重点措置について～

● 緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の違い

今回は昨年来、頻繁に宣言と解除が繰り返される「緊急事態宣言」と新たに創設された「まん延防止等重点措置」の違いについて、ご説明したいと思います。

「緊急事態宣言」とは元々新型インフルエンザ特別措置法にあった規定で、感染症の全国的な蔓延を防ぐために設けられていたものです。昨年コロナが流行り始めた頃に、この未知のウイルスに対応するため、既存の法律を適用し、付け焼き刃ではありましたが、コロナ対策が執られました。その後、コロナの脅威が明らかになっていき、新規感染者も増えていく中、新型インフルエンザ特別措置法の改正案が成立し、２０２１年２月から施行され、「まん延防止等重点措置」という新たな制度が創設されました。

緊急事態宣言は都道府県全域を対象にした広い範囲に発出されていましたが、都道府県の特定エリアで感染が拡大した場合に、都道府県知事が市区町村など特定の地域や業態を指定して対策を行うことができることになりました。その点においては、機動的かつピンポイントに、範囲を絞って対策を執ることが可能になります。

緊急事態宣言と まん延防止等重点措置の違い

緊急事態宣言		まん延防止等重点措置
ステージ４（感染爆発）相当	発令・適用の目安	ステージ３（感染急増）相当
都道府県単位	対象地域	知事が指定する市区町村や一部地域
時短と休業の要請・命令	飲食店対策	時短の要請・命令（休業要請はできない）
３０万円以下の過料	命令違反への罰則	２０万円以下の過料
発令や期間延長、区域変更、解除の際の報告を法律で義務付け	国会報告	付帯決議で「速やかに報告すること」を要請

（出典：東京新聞）

中身における「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」の違いは、大きく分けて４つあります。まず、発出の目安となる感染状況は、「緊急事態宣言」がステージ４相当（爆発的な感染拡大）となった場合のみに発令が検討されるのに対し、「まん延防止等重点措置」はステージ３相当（感染者の急増）段階で発出が可能となります。期間の違いは、「緊急事態宣言」が２年以内（合わせて１年を超えない範囲で延長可能）で、「まん延防止等重点措置」は、６カ月以内（何度でも延長可能）となります。また、事業所等への対策は「緊急事態宣言」が「時短と休業の要請・命令」であるのに対し、「まん延防止等重点措置」は「時短要請・命令」のみとなり、休業要請は発生しません。

つまり、大きく言うと対象地域・発出の目安・期間・事業所等への対策・措置の４つに違いがあるということです。

● 緊急事態宣言の効果

では実際、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置にどのくらいの効果があったのでしょうか。これまでの経過を思い返すと、まず、２０２０年４月～５月に１回目の緊急事態宣言が発令され、これは全国に対象期間が及びました。これにはかなりの効果はあったように思えます。いわゆる自粛期間などと呼ばれ、繁華街から人が消えたニュースもよく流れました。そして、昨年の夏から秋にかけては、一旦新規感染者もかなり減り、コロナの感染拡大が収まったに見えましたが、秋の終わりから冬にかけて、第３波が来て、新規感染者が激増、２０２１年１月～３月に１１都道府県に２回目の緊急事態宣言発令となりました。その後は４月～６月に１０都道府県に３回目の緊急事態宣言、７月に東京のみ４回目の緊急事態宣言が発令されています。

これらを振り返ると、最初の緊急事態宣言こそインパクトもあり、効果はあったが、何度も頻発されることにより、効果はどんどん薄れていっているように思えます。東京に至っては、２０２１年は通年緊急事態宣言が出ているようなありさまです。

● ワクチンへの期待

ゴールデンウィーク明けあたりから、日本でも高齢者から順番にワクチン接種が始まっています。７月２週目現在で、２回目の接種が終わった人が国民の２割ほどです。



一般的に、ワクチンは国民の６～７割ほどが接種すれば集団免疫を獲得し、効果が出ると言われています。実際、イスラエル・イギリス・アメリカなどワクチン接種が進んだ国では、マスクなしで大規模スポーツイベントが開催されたりもしていますので、今後日本でもワクチンの効果が浸透して来るかに注視したいと思います。

● まとめ

新型コロナウイルスに対する対策として、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を発令し、人流を抑制する、飲食店に休業を要請し、宴会等によるクラスターを避けることには一定の効果は認められると思います。しかし、これらの対策は伝家の宝刀であって、何度も発令と解除が繰り返されると、人々は自粛疲れを起こし、効果が薄れていくのは衆目の一致するところであります。

今現在、新型コロナウイルスに対する決め手となる対策が見当たらないところ、それでも効果的な対策を打ち出していくには、やはり、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の効果的な適用とワクチン接種の促進を両輪でやっていくしかないのかもしれません。

リーガルドクターのごあんない

法律事務所 絆ではリーガルドクターという制度を設けていて、ご好評いただいています。身の回りでトラブルが起きた時、初めての弁護士にご相談するのはなかなか勇気がいりますし、弁護士を一から探すのも大変です。普段からかかりつけ医のような弁護士を持っておくと、困った事が起きた時に安心して相談できると思います。

顧問料　年間55,000円（税込）

〈夏期休業のお知らせ〉

令和３年８月12日(木)・８月13日(金)は夏期休業のため休ませていただきます。

＜土曜日＞

交通事故・離婚無料相談実施中

三井神戸ツインビル11階



［ 編集後記 ］　このニュースを作っている段階では、東京五輪は始まっていませんが、東京五輪は盛り上がっているでしょうか。無観客だと選手もモチベーションも落ちるかもしれませんが、今の状況ではやむを得ないところでしょうか。（事務局Ａ．Ｔ）